

2011年9月26日

愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋 様

西春日井郡 豊山町

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書（回答）

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

関係法令を遵守し、各種社会保障施策の充実に努めています。

- ②税滞納世帯等への行政サービス制限は行わないでください。

国保、介護保険サービスについては法令に従っていますが、制限に係らないよう税、料の勧奨を行い不利益が生じないよう配慮しています。

- ③徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

町は、平成23年4月より愛知県東尾張地方税滞納整理機構へ参加しています。滞納整理機構は、滞納整理を専門に行う県と参加市町の集合体であり、機構の名のもとで協働して滞納整理を推進することで地方税の滞納額の縮減を図ろうとするもので、参加することの意義は非常に大きいと判断しています。

また機構、町ともに地方税法第15条の適用については的確に実施しております。

★【2】地震被害などに対応できる福祉・防災のまちづくりについて

- ①職員を適正に配置し、いつでも必要な住民サービスが提供できる自治体にしてください。

職員は適正に配置しています。

- ②防災計画を、マグニチュード9を想定して見直し、市町村独自の対策を講じてください。

大規模災害時には関係機関との連携が必ず必要であり、県の地域防災計画を踏まえて、毎年、町の地域防災計画の修正を行っています。

- ③小中学校などの耐震化の促進、食料・水などの備蓄の強化、防災拠点の耐震化をはかってください。個人宅の耐震化についても促進をはかる施策を充実してください。

防災拠点の耐震化は終了しています。食料・水などは3箇所に分けて備蓄をしています。また、民間木造住宅の耐震化の補助を行っています。

- ④避難所のバリアフリー化をすすめてください。

避難所にはスロープや手すりなどを備えています。

⑤集団での避難生活が困難な高齢者・障がい者(児)、特別な介護を含む援助が必要な高齢者・障がい者(児)のための福祉避難所を整備・拡充してください。

福祉避難所を1箇所指定しています。

⑥災害拠点病院の強化拡充をはかってください。

災害時の負傷者の拠点としての応急避難所について、検討を行っています。

⑦防災マップの見直し、避難経路の確保等を進めてください。

豊山町地震防災マップで危険度を示すとともに、避難場所と主要道路を示し、避難経路を複数考えるよう啓発を行っています。

⑧防災教育を徹底してください。

総合防災訓練などで、防災の啓発を行っています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

★①介護保険料を引き下げてください。また、負担能力に応じたきめ細かい保険料負担段階を設置してください。

第5期介護保健計画策定において、現在検討中である。

②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮を強めてください。

法令の範囲内で実施しています。

★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。

法令の範囲内で実施しています。

★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。

介護予防・日常生活支援総合事業は実施しない予定である。

★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。

施設入所者待機者が多数いることは認識しています。特別養護老人ホーム建設は、尾張中部福祉圏域の2市1町で社会福祉法人西春日井福祉会を設立し、第5特養の建設が決まっています。その他施設整備については、町単独で行うことは考えていません。

★⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任を持って働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

本町の中学校は1校で、地域包括支援センターは町直営の1カ所の設置です。

⑦介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

財政的な支援をする考えはありません。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア、ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。

法定外給付として、緊急通報システム事業を行い、一人暮らしの方の安否確認を行っています。

イ、高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。

豊山タウンバスを運行しています。ルートは小牧市民病院～豊山町内～県庁～栄間です。

ウ、宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。

高齢者の憩いの場として、町内3箇所に総合福祉センター(しいの木、さざんか、ひまわり)を設置しており風呂、マッサージ機などでリラックスしていただくことが出来るようになっています。

エ、高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。

町単独で行うことは困難です。

②配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

法定外給付として、昼食と夕食を利用できる配食サービス事業を365日行っています。また、社会福祉協議会の事業として、ふれあい食事会(年4回)と、地域ボランティアによるいきいきふれあい食事会(年6回)が実施されています。

(3) 障がい者控除の認定について

★①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条又は第7条の15の8の規定に基づき、要介護1以上の者を障害者控除の対象としています。

★②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

対象となる要介護認定者に対して、障害者控除対象者認定申請書を個別に送付しています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

後期高齢者医療対象者の医療費負担は国の制度に準じます。したがいまして医療費負担を無料にすることできません。町ではひとり暮らし非課税者を後期高齢者福祉医療の対象としています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。

資格証明書の発行は、市町村と十分に調整した上で広域連合の権限で行われます。現在、短期保険証は発行していません。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。また、自己負担を設けている自治体はなくしてください。

平成21年4月1日から通院入院とも中学校卒業まで引き上げました。町の財政状況を鑑みると18歳年度末までの拡大は今現在困難な状況です。

②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

妊婦健診は14回実施しております。産後健診は実施しておりません。今後妊婦健診の国庫補助の継続が不透明な状況では今後の検討課題となります。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までしてください。

申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくし、支給内容を拡充してください。

就学援助制度の対象は生活保護基準額の1.2倍で、申請受付の窓口は町窓口です。
申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

無料については、考えていません。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。

都道府県単位化に関しましては様々な考え方があり、その動向を注視していきます。

★②保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

町では保険税の引き上げを押さえ、税の不足分をすべて、一般会計からの繰り入れで賄っています。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

国の国保制度改革で高校生以下の均等割の軽減が検討されています。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

窓口負担に対する軽減は要綱(H23.4.1.)を策定しました。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

現状は前年所得200万円ですが、検討中です。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

資格証明書は現在、発行していません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

滞納者の対しても納付制限は行っていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

納付状況や納税相談を通して、適宜配慮しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

滞納者には、納税相談の機会を設け、生活実態を勘案しながら対応しています。差し押さえは悪質な滞納者に対する最終的な手段と捉えています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。

窓口負担に対する軽減は要綱(H23.4.1.)を策定しました。

5. 障がい者(児)施策の充実について

★①障がい者(児)の医療・福祉サービスの自己負担、利用料、給食費・食費・光熱水費などの実費負担を市町村独自に減免してください。

ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

イ. 障がい児入所・通園施設利用料、居宅介護・行動支援などの福祉サービス利用料、補装具を無料にしてください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

ウ. 市町村が行う地域生活支援事業を無料にしてください。特に、移動支援・福祉ホーム利用料を無料にしてください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

エ. 施設利用者の食費・光熱水費の自己負担をなくしてください。

障害者自立支援法に基づき実施します。

②実態に合わない障害者程度区分認定を基準としたサービス利用時間の支給制限を撤廃してください。移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額し、移動支援は必要時間を支給してください。

地域生活支援事業について:利用状況を十分に聞き取り、時間数は考慮している。

③第3期障害福祉計画の策定にあたって、数値目標・サービス見込み量の検討段階においても幅広く意見をもとめ、障害者本人・家族・事業者の意見を反映したものにしてください。また、ホームヘルパー増員、グループホーム・ケアホームの増設などをはかり、選択できる基盤整備をすすめるものとしてください。

改革の策定には、障害者団体の役員や福祉作業所の親の会との懇談会を予定しています。なお、グループホーム・ケアホームの基盤整備は町単独では困難なため、尾張中部福祉圏域で考えていきます。

④国・県に準じて障害者政策委員会を設置してください。

豊山町障害者福祉審議会条例に規定する審議会で計画の策定、施策の進捗状況の点検を依頼している。

⑤障害者差別禁止条例を制定してください。

現在のところ考えていません。

6. 健診事業について

★①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、医療機関で行う個別方式・保健センターなどで行う集団方式ともに実施してください。

特定健診、がん検診は実費の15%を検診料として徴収しております。70歳以上及び歯周疾患健診は無料で実施しております。特定健診・子宮がん検診・乳がん検診・肺がん検診(65歳以上)につきましては個別健診を実施しております。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

40歳未満の健診は、30歳以上を対象に年1回1,300円で実施しております。

7. 予防接種について

★①ヒブ、小児用肺炎球菌ワクチン、HPV(子宮頸がんワクチン)の任意予防接種を無料で受けられるようにしてください。

本人負担1割で実施しております。

②高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

水痘・おたふくかぜワクチンにつきましては、厚生労働省厚生科学審議会感染症部会予防接種部会において予防接種法に規定する予防接種の種類について検討がなされておりますので国の動向により検討します。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導の下、対応しています。

②自家用車の所有を理由に画一的に申請を認めない取り扱いを行わないでください。

関係法令に基づき、県福祉事務所の指導の下、対応しています。

③就労支援や生活指導を個別にていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やすしてください。

職員の増員に関しては、生活保護のみを取り出して論議はできません。町全体の職員定数の位置づけの中で検討します。

【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

特に考えていません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

特に考えていません。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

特に考えていません。

以上